

C環エ 第1号  
平成17年11月29日

米子市長  
野坂康夫様

中国電力株式会社  
取締役社長  
白倉茂生



### 島根原子力発電所に係る安全協定について(回答)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当社事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年11月2日付、発米総第232号により、貴職からお申し入れのありました件につきましては、下記のとおり回答申し上げます。

#### 記

島根原子力発電所の安全協定につきましては、原子力施設の増設・変更に対する事前了解や異常時における通報義務等を定めたもので、発電所の立地自治体である島根県および松江市（市町村合併前は鹿島町）と締結しております。

一方、国は、万一の事故を想定し予めの対策や速やかな対策が必要な範囲として、防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ；半径約8～10km）を定めています。この範囲を超える地域につきましては、一般防災の延長上で対策が可能であり、予めの原子力防災の対策は不要と考えられています。

従いまして、当社といたしましては、平成8年12月および平成10年1月に、貴市へ回答申し上げましたとおり、今日においても安全協定の締結の範囲を拡大することは考えておりませんので、何卒ご賢察のうえご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、現在、島根3号機の建設および島根2号機へのプルサーマル導入に向けた取り組みを進めており、今後とも貴市の住民の皆様にご理解とご安心をいただけるよう、島根原子力発電所の安全・安定運転を図るとともに、広報活動のより一層の充実に努めてまいり所存でございます。

以上